

◎京都大学医学部附属病院受託実習生内規

[平成17年3月28日制定]

第1条 医療技術者の養成機関等（以下「養成機関等」という。）から、その学生・生徒を本学医学部附属病院（以下「病院」という。）において実習させることについて委託があるときは、病院の業務に支障のない場合に限り、当該学生・生徒を受託実習生として受け入れることがある。

第2条 養成機関等の長は、前条の規定により実習を委託しようとするときは、所定の申請書にその他必要書類を添え、病院長に提出し、その許可を受けなければならない。

第3条 受託実習生の実習の期間は、1年以内とする。ただし、病院長が特に必要と認めた場合は、実習期間を延長し、又は短縮することができる。

2 実習期間の延長又は短縮の申請は、受け入れ先の診療科（部）の長の同意を得たうえで、期間変更申請書により行うものとする。

第4条 受託実習料の額は、受託実習生1人につき日額2,200円とする。ただし、病院長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる実習プログラムの受託実習料については、同表の定める額とする。

3 養成機関等の長は、実習期間に係る受託実習料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 受託実習料を所定の期日までに納めないときは、実習の許可を取り消す。

5 受理した受託実習料は、返還しない。

第5条 受託実習生は、本学の関係諸規程を遵守し、病院長が定める実習方法に従い、実習を行うものとする。

第6条 病院長は、受託実習生が前条の規定に違反し、病院の業務に支障を生じさせたとき、又は疾病その他の事故により実習の継続が困難であると認めたときは、実習の停止を命じ、又はその者に係る実習の許可を取り消すことができる。

第7条 前各条の規定は、日本薬剤師会等の医療関係団体の委託によるその所属員の実習の場合に準用する。

第8条 病院長は、次の各号に掲げる場合には、受託実習生の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) この内規の変更が、受託実習生の一般の利益に適合するとき。

(2) この内規の変更が、受託実習の目的に反せず、かつ、実習実施上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたっては、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びに変更の効力の発生日を、当該効力発生日までに相当な期間において病院ホームページへの掲示又は受託実習生への電子メールによる通知その他の適切な方法により、周知するものとする。

第9条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年5月2日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、平成18年4月1日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成25年9月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年9月3日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和元年9月5日から施行する。

2 実習期間が令和元年9月30日までに終了する実習については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の日前に実習の許可を受けた令和元年10月1日以降の実習については、なお従前の例によることができる。

附 則

この内規は、令和2年6月1日から施行する。

別表

科・部門名	実習プログラム名	期 間	実習料
薬 剤 部	薬学部5年次卒前実習プログラム	1 1 週間	495,000 円
	卒前実習プログラム（2週間）	2 週間	31,061 円
	卒前実習プログラム（4週間）	4 週間	53,020 円
病理診断科	病理組織・細胞診研修（免疫組織学的研修）	2 日間	66,000 円